

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年8月10日提出
【計算期間】	第5特定期間（自 平成23年11月15日 至 平成24年5月14日）
【ファンド名】	ニッセイJリートオープン（毎月分配型）
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4603
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

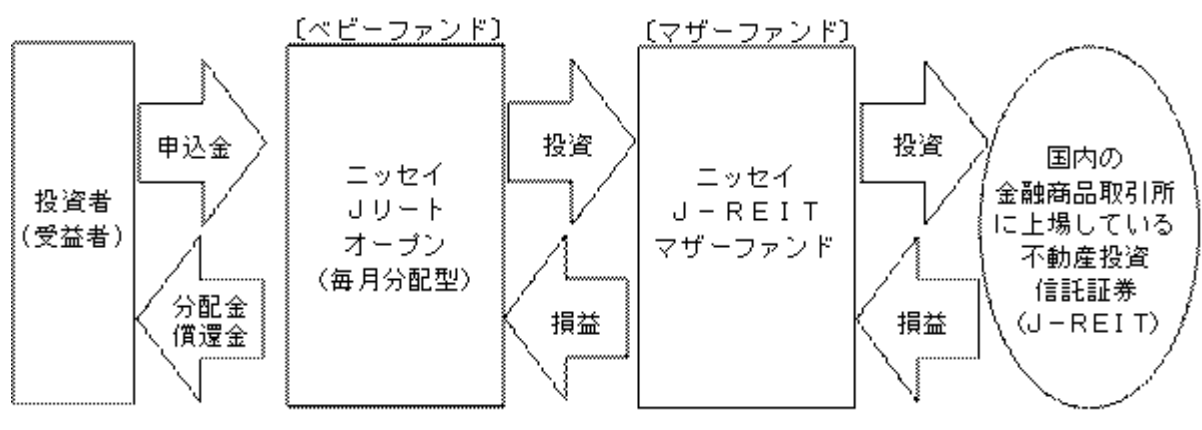
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



- マザーファンドは不動産投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

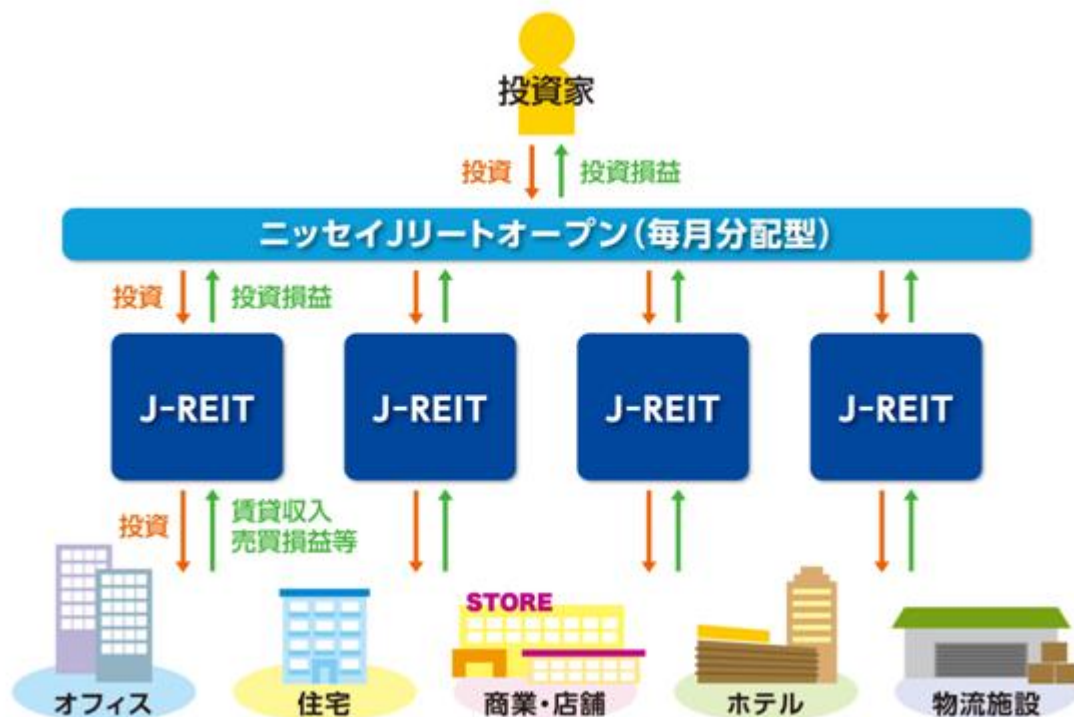
ファンドの特色

国内の金融商品取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含む）している不動産投資信託証券（J-REIT）を実質的な主要投資対象とします。

J-REITとは

- ・ Japanese Real Estate Investment Trustの頭文字をとったもので、日本の不動産投資信託のことです。
- ・ 多数の投資家から集めた資金等により不動産を購入し、購入した不動産の管理・運営等を行います。
- ・ 賃料や売却益等の収入から経費を差し引いて残った利益の大部分を配当として投資家に還元します。

J-REITは、利益の一定額以上を配当することで法人税が免除されるため、通常、利益の大部分を配当として投資家に還元します。



運用にあたっては、「不動産としてのJ-REIT」と「有価証券としてのJ-REIT」の2つの側面に着目します。

- ・「不動産としてのJ-REIT」と「有価証券としてのJ-REIT」の2つの側面から相対評価を行い、ポートフォリオ候補銘柄の選択とウェイト付けを行います。
- ・候補銘柄の信用度、流動性等を勘案して最終ポートフォリオの構築を行います。



ニッセイ基礎研究所から不動産市場およびJ-REIT市場に関する調査・分析等の助言を受け、ファンドの運用に活用します。

- ・株式会社ニッセイ基礎研究所について

ニッセイ基礎研究所は、日本生命の創業100周年記念事業として1988年7月に設立されたニッセイグループのシンクタンクです。生命保険分野にとどまらず、国内外の経済・金融、資産運用、年金・福祉・雇用に至るまで幅広い分野で、中立公正な立場から基礎的かつ問題解決型の調査・研究を実施しております。



毎月、分配金をお支払いすることをめざします。

- ・ 毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として毎月分配を行うことをめざします。



! 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



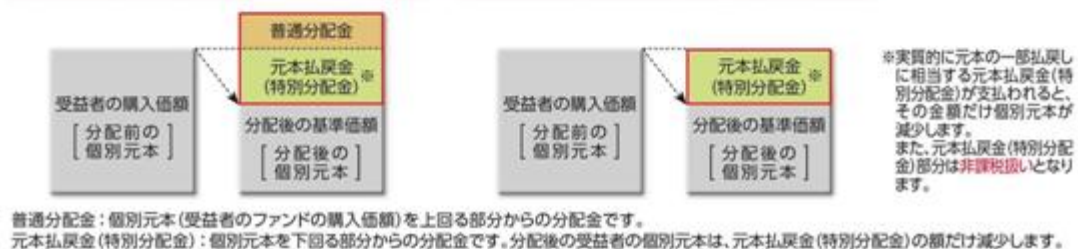
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- 分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。
- 収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



信託金の上限

1,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 不動産投信に属します。

- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産
		（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 2 回	日 本	
	年 4 回	北 米	ファミリー ファンド
	年 6 回 （ 隔月 ）	欧 州	
	年12回 （ 毎月 ）	アジア	
不動産投信		オセアニア	
その他資産 （ 投資信託証券 （ 不動産投信 ） ）	日 々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 （ ）	アフリカ	
		中近東 （ 中東 ）	
		エマー ジング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
不動産投信（リート）	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 （ 投資信託証券 （ 不動産投信 ） ）	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書または約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

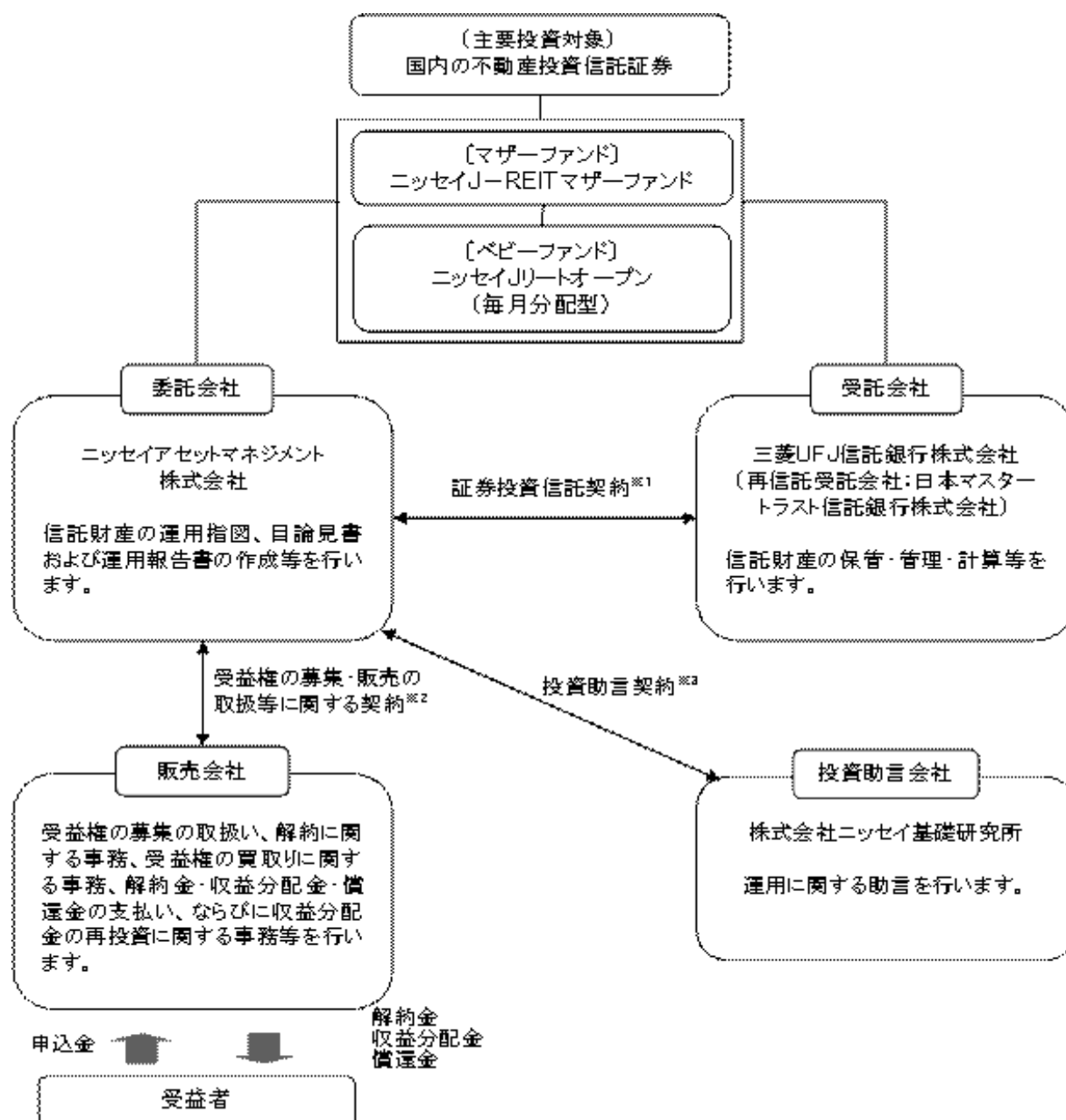
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年 2 月22日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 3 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

委託会社の概況（平成24年6月末現在）

- 1．委託会社の名称 ：ニッセイアセットマネジメント株式会社

- 2．本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 3．資本金の額：100億円
- 4．代表者の役職氏名：代表取締役社長 宇治原 潔
- 5．金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- 6．設立年月日：平成7年4月4日
- 7．沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8．大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内の金融商品取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンド

（１）基本方針

マザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

（２）運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます）を主要投資対象とします。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

b 投資態度

主として、国内の証券取引所に上場（これに準ずる市場で取引されているものを含みます）している不動産投資信託証券（J-REIT）に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

「不動産としてのJ-REIT」と「有価証券としてのJ-REIT」の２つの側面から相対評価を行い、信用度・流動性等を勘案し、銘柄選択およびポートフォリオの構築を行います。

J-REITの組入比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

（２）【投資対象】

a 主な投資対象

主として、ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンドに投資します。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産（国内の通貨建表示のものに限ります）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、国内の通貨建表示のものに限ります）に投資します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記１．の証券の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券

と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます）

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

なお、前記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用は買現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品

信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1．から4．までに掲げる金融商品により運用することができます。

（参考情報）マザーファンドの純資産総額の10%を超える不動産投資信託証券の内容

- 以下の内容は、各投資法人が開示している直近の有価証券報告書または有価証券届出書より委託会社が作成しています。

■ 日本ビルファンド投資法人

投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下、「投信法」といいます）に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的及び基本的性格として設立された法人であり、本投資法人からその資産の運用を委託された資産運用会社（日本ビルファンドマネジメント株式会社）がこれを運用するものです。

投資法人の特色

主として東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部に立地する主たる用途がオフィスである建物及びその敷地から構成される不動産並びにかかる不動産を裏付けとする有価証券及び信託の受益権その他の資産に投資をすることによって、中長期的な観点から、本投資法人に属する資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行うことです。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻が認められないクローズド・エンド型です。

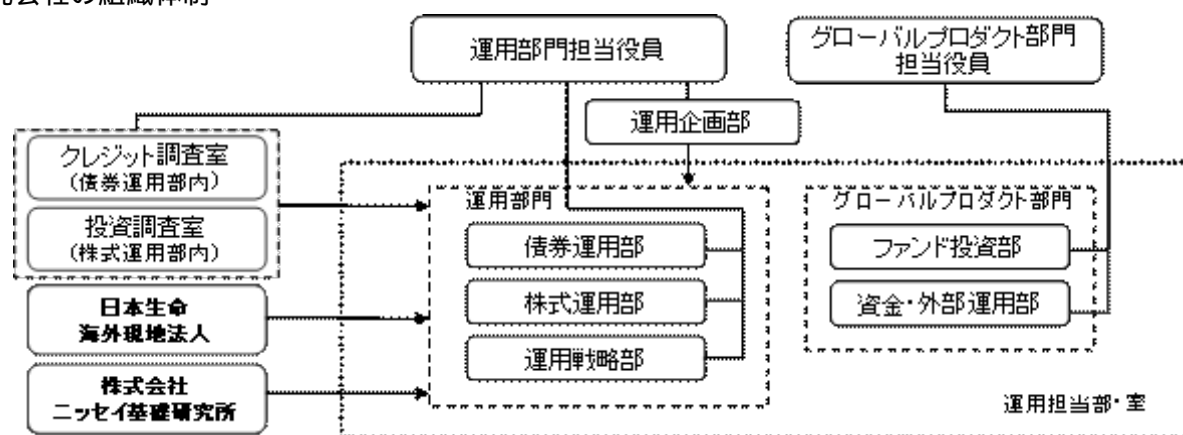
なお、本投資法人は、資産の運用以外の行為を営業として行うことができません（投信法第63条第1項）。

（注）東京都心部、東京周辺都市部及び地方都市部とは、それぞれ以下の地域を指すものとします。

東京都心部	都心9区（東京都千代田区、港区、中央区、新宿区、品川区、渋谷区、豊島区、文京区及び目黒区）
東京周辺都市部	東京都心部以外の東京都14区及び都下・郊外（1都6県（東京（東京23区を除きます）、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬及び栃木））に所在する都市（武蔵野、立川、横浜、川崎、千葉、柏、さいたま等）
地方都市部	上記以外の道府県に所在する主要都市（札幌、仙台、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、高松、福岡、熊本等）

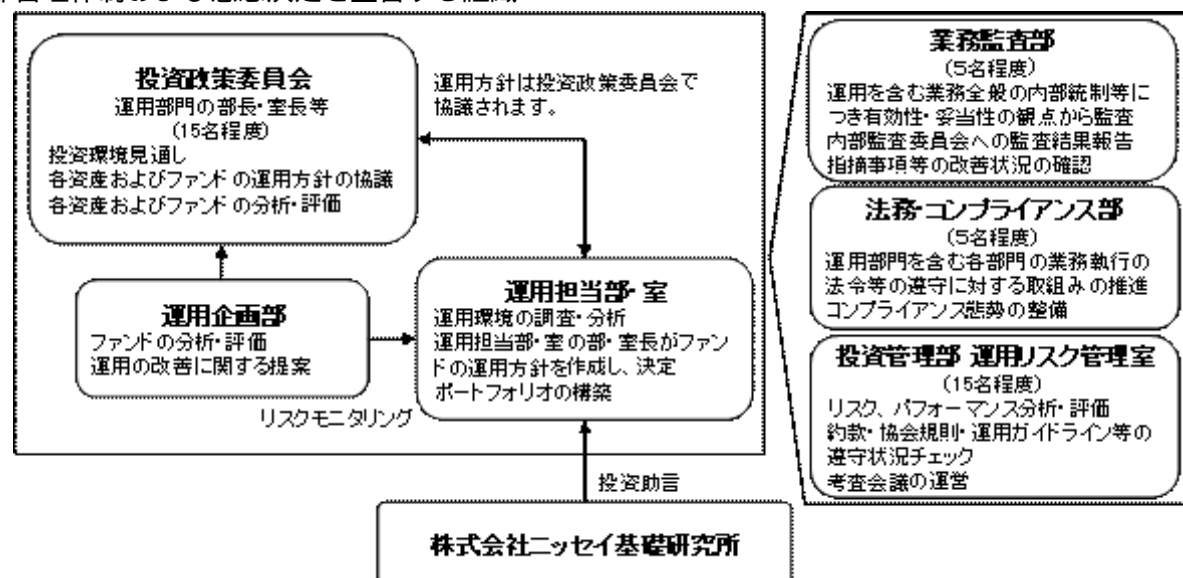
(3) 【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

- 上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第1、第2計算期間末には、分配を行いません。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイJ-REITマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みま

す。ただし、ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

２．分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

３．留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は毎月12日（年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

- 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ 約款に定める主な投資制限

投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

ｂ 約款に定めるその他の投資制限

公社債の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行います。

２．前記１．は、当該借入れに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

３．信託財産の一部解約等により、前記２．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。

４．前記１．の借入れに関する品借料は信託財産中から支払います。

資金の借入れ

１．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。

２．一部解約にともなう支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・不動産投資信託（リート）投資リスク

保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。

金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。

信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。

J-REITの税制に関するリスク

一般に、J-REITの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、J-REITの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に

元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

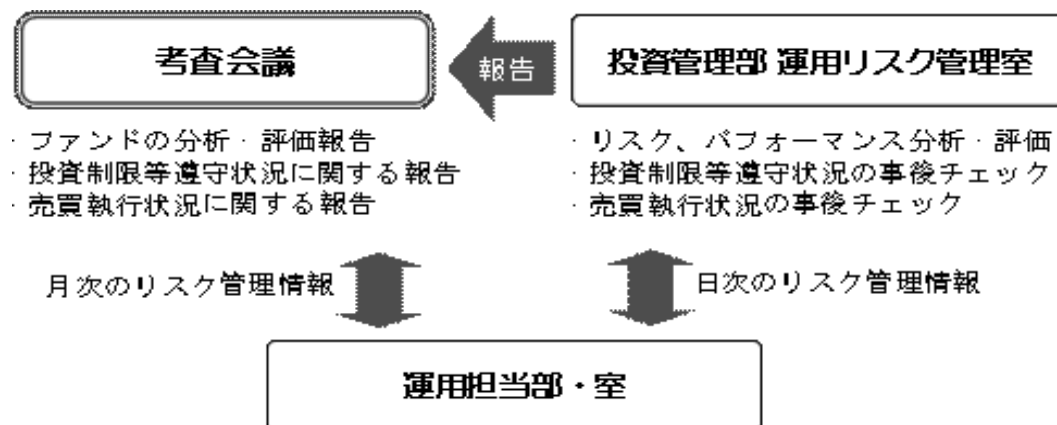
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社は平成24年5月14日現在、ファンドを1百万円（受益権口数1百万口、ファンド全体の0.04％）保有しています。また、委託会社の主要株主である日本生命保険相互会社は平成24年4月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に7.8％保有しています。

当該保有分は委託会社または日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

（２）投資リスク管理体制



１．投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。

- ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

２．運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

○ 上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に2.1％（税抜2.0％）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.05%（税抜1.0%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分		
委託会社	年0.5250%	（税抜0.50%）
販売会社	年0.4725%	（税抜0.45%）
受託会社	年0.0525%	（税抜0.05%）

前記 の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

- ファンドが実質的な投資対象とする不動産投資信託証券（J-REIT）は、市場の需給により価格形成されるため、不動産投資信託証券の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.00210% （税抜0.002%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00315% （税抜0.003%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00525% （税抜0.005%）
10億円以下 の部分	年 0.03150% （税抜0.030%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

- 上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「４ 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等によ

り異なるため、事前に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

税率（個人）

平成24年12月31日まで	10%（所得税7%・地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%・地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され10%（所得税7%・地方税3%）となります。

ただし、平成25年1月1日から25年間は、所得税に復興特別所得税が付加されるため上記の税率となります。なお、上記の所得税率は便宜上、当該復興特別所得税を加算した税率で表示しています。

- 確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

税率（法人）

平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用され7%（所得税のみ）となります。

ただし、平成25年1月1日から25年間は、所得税に復興特別所得税が付加されるため上記の税率となります。なお、上記の所得税率は便宜上、当該復興特別所得税を加算した税率で表示しています。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。	収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。

- 投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年5月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,657,377,199	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		97,664	0.00
純資産総額		3,657,279,535	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ」- R E I Tマザーファンド」

(平成24年5月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	40,032,010,300	96.85
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,303,512,901	3.15
純資産総額		41,335,523,201	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年5月31日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	ニッセイ「J」- R E I Tマザーファンド	親投資信託 受益証券	4,275,134,073	8,567	3,662,585,028	8,555	3,657,377,199	100.00
投資比率：合計									100.00

(注1) 投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ」- R E I Tマザーファンド」

(平成24年5月31日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	業種	単位数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （％）
						単価	金額	
1	日本	日本ビルファンド投資法人	投資証券	-	5,855	733,022 715,000	4,291,843,688 4,186,325,000	10.13

2	日本	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	-	5,061	704,450 692,000	3,565,219,684 3,502,212,000	8.47
3	日本	日本プライムリアルティ投資法人	投資証券	-	11,704	228,206 223,800	2,670,919,814 2,619,355,200	6.34
4	日本	アドバンス・レジデンス投資法人	投資証券	-	18,015	150,972 144,600	2,719,761,497 2,604,969,000	6.30
5	日本	日本リテールファンド投資法人	投資証券	-	20,409	124,382 123,300	2,538,506,222 2,516,429,700	6.09
6	日本	森トラスト総合リート投資法人	投資証券	-	3,572	672,000 669,000	2,400,384,000 2,389,668,000	5.78
7	日本	フロンティア不動産投資法人	投資証券	-	3,208	651,000 671,000	2,088,408,000 2,152,568,000	5.21
8	日本	ユナイテッド・アーバン投資法人	投資証券	-	24,394	92,053 84,700	2,245,547,268 2,066,171,800	5.00
9	日本	ケネディクス不動産投資法人	投資証券	-	6,683	260,638 257,200	1,741,845,842 1,718,867,600	4.16
10	日本	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	投資証券	-	3,042	521,263 534,000	1,585,683,434 1,624,428,000	3.93
11	日本	森ヒルズリート投資法人	投資証券	-	4,971	313,508 318,500	1,558,447,263 1,583,263,500	3.83
12	日本	日本ロジスティクスファンド投資法人	投資証券	-	1,961	697,926 695,000	1,368,633,577 1,362,895,000	3.30
13	日本	野村不動産オフィスファンド投資法人	投資証券	-	2,944	439,448 437,000	1,293,735,741 1,286,528,000	3.11
14	日本	ジャパンエクセレント投資法人	投資証券	-	2,490	404,500 418,000	1,007,205,000 1,040,820,000	2.52
15	日本	オリックス不動産投資法人	投資証券	-	2,750	347,178 350,000	954,739,244 962,500,000	2.33
16	日本	福岡リート投資法人	投資証券	-	1,671	553,000 566,000	924,063,000 945,786,000	2.29
17	日本	トップリート投資法人	投資証券	-	2,033	419,655 440,000	853,158,340 894,520,000	2.16
18	日本	グローバル・ワン不動産投資法人	投資証券	-	1,471	529,859 511,000	779,422,436 751,681,000	1.82
19	日本	大和証券オフィス投資法人	投資証券	-	3,616	201,665 194,500	729,220,941 703,312,000	1.70
20	日本	産業ファンド投資法人	投資証券	-	1,424	458,431 486,500	652,805,214 692,776,000	1.68
21	日本	ジャパン・ホテル・リート投資法人	投資証券	-	32,544	19,030 20,350	619,311,540 662,270,400	1.60
22	日本	日本アコモデーションファンド投資法人	投資証券	-	1,154	511,000 511,000	589,694,000 589,694,000	1.43
23	日本	日本賃貸住宅投資法人	投資証券	-	15,350	34,910 36,500	535,864,162 560,275,000	1.36
24	日本	プレミア投資法人	投資証券	-	1,757	281,539 289,600	494,664,746 508,827,200	1.23

順位	国名	銘柄名	種類	業種	単位数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 （％）
						単価	金額	
25	日本	東急リアル・エステート投資法人	投資証券	-	1,153	383,512 391,500	442,189,727 451,399,500	1.09
26	日本	平和不動産リート投資法人	投資証券	-	10,374	45,714 43,300	474,235,528 449,194,200	1.09
27	日本	積水ハウス・S I 投資法人	投資証券	-	1,129	312,392 328,000	352,690,152 370,312,000	0.90
28	日本	M I D リート投資法人	投資証券	-	1,693	207,901 210,200	351,975,568 355,868,600	0.86

29	日本	野村不動産レジデンシャル投資法人	投資証券	-	535	409,500 390,000	219,082,500 208,650,000	0.50
30	日本	いちご不動産投資法人	投資証券	-	4,718	34,534 34,450	162,929,966 162,535,100	0.39
							投資比率：合計	96.60

（注１）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
投資証券	-	96.85
合計		96.85

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年5月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1特定 期末	（平成22年5月12日）	分配付：	2,893,337	分配付：	10,471
		分配落：	2,882,285	分配落：	10,431
第2特定 期末	（平成22年11月12日）	分配付：	1,269,539	分配付：	11,205
		分配落：	1,204,043	分配落：	10,965
第3特定 期末	（平成23年5月12日）	分配付：	3,892,640	分配付：	11,809
		分配落：	3,829,672	分配落：	11,569
第4特定 期末	（平成23年11月14日）	分配付：	4,727,597	分配付：	9,685
		分配落：	4,616,297	分配落：	9,445
第5特定 期末	（平成24年5月14日）	分配付：	2,950,527,249	分配付：	10,527
		分配落：	2,932,541,070	分配落：	10,287
	平成23年5月末日		5,359,820		11,683
	6月末日		5,172,958		11,276
	7月末日		5,036,023		10,978
	8月末日		4,976,198		10,847
	9月末日		4,663,649		10,166
	10月末日		4,858,969		9,942
	11月末日		4,581,088		9,373
	12月末日		4,538,510		9,286
	平成24年1月末日		4,593,615		9,399
	2月末日		4,709,082		10,512
	3月末日		1,296,720,435		10,911

	4月末日	2,639,106,603	10,706
	平成24年5月31日	3,657,279,535	10,230

（注）分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成22年2月22日 至平成22年5月12日	40円
第2 特定期	自平成22年5月13日 至平成22年11月12日	240円
第3 特定期	自平成22年11月13日 至平成23年5月12日	240円
第4 特定期	自平成23年5月13日 至平成23年11月14日	240円
第5 特定期	自平成23年11月15日 至平成24年5月14日	240円

【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成22年2月22日 至平成22年5月12日	4.71%
第2 特定期	自平成22年5月13日 至平成22年11月12日	7.42%
第3 特定期	自平成22年11月13日 至平成23年5月12日	7.70%
第4 特定期	自平成23年5月13日 至平成23年11月14日	16.28%
第5 特定期	自平成23年11月15日 至平成24年5月14日	11.46%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

（4）【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成22年2月22日 至平成22年5月12日	2,763,243	-	2,763,243
第2 特定期	自平成22年5月13日 至平成22年11月12日	438,027	2,103,147	1,098,123
第3 特定期	自平成22年11月13日 至平成23年5月12日	2,531,815	319,767	3,310,171
第4 特定期	自平成23年5月13日 至平成23年11月14日	1,577,379	-	4,887,550
第5 特定期	自平成23年11月15日 至平成24年5月14日	2,850,804,828	4,925,612	2,850,766,766

（注）本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2012年5月末現在

●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

●基準価額および純資産総額

基準価額	10,230円
------	---------

純資産総額	36億円
-------	------

●分配の推移 1万口当り(税引前)

期	日	金額
第23期	2012年1月12日	40円
第24期	2012年2月13日	40円
第25期	2012年3月12日	40円
第26期	2012年4月12日	40円
第27期	2012年5月14日	40円
直近1年間累計		480円
設定来累計		1,000円

●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド	10.5%
2	ジャパンリアルエステイト	8.7%
3	日本プライムリアルティ	6.5%
4	アドバンス・レジデンス	6.5%
5	日本リートファンド	6.3%
6	森トラスト総合リート	6.0%
7	フロンティア不動産投資	5.4%
8	ユナイテッドアーバン投資	5.2%
9	ケネディクス不動産	4.3%
10	大和ハウス・レジデンシャル	4.1%

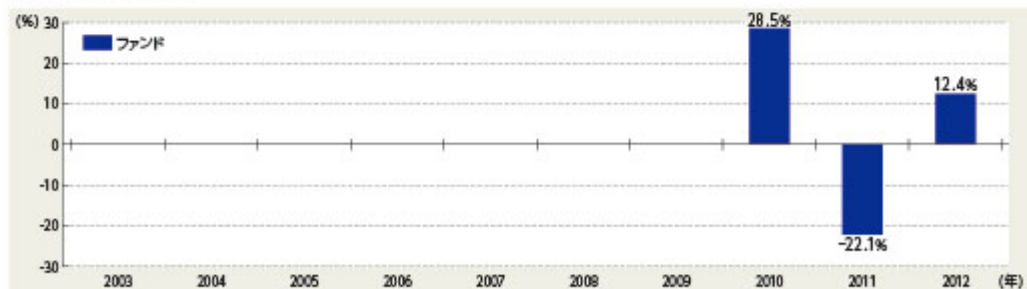
- ・比率は対組入投資信託証券評価額比です。

●資産別投資比率(マザーファンド)

不動産投資信託証券(J-REIT)	96.8%
短期金融資産等	3.2%

- ・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2010年はファンド設定時から年末まで、2012年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

❷ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消することがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

- 販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。

それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

- 換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。
- 換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506
 （午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
 ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
 コールセンター 0120-762-506
 （午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
 ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成22年2月22日から平成32年5月12日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（５）【その他】

繰上償還

- 1．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・ 信託契約締結日から３年経過後以降において受益権の口数が10億口を下回っている場合
 - ・ この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき
- 2．委託会社は、前記１．により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3．前記２．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該３．において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4．前記２．の書面決議は議決権を行使することのできる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- 5．前記２．から４．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記２．から４．までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- 6．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 7．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 ２．」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 9．償還金については、原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までにお支払いします。

約款の変更等

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前記「繰上償還 2.」または「約款の変更等 2.」に規定する書面に付記します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に掲載します。

- 電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの5月および11月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手續き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して５営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して５営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（３）解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「２ 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

（５）書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

（６）反対者の買取請求権

前記「３ 資産管理等の概要（５）その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

（７）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

- 1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2）当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間（平成23年11月15日から平成24年5月14日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

ニッセイJリートオープン（毎月分配型）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4特定期間 （平成23年11月14日現在）	第5特定期間 （平成24年5月14日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	-	1,758,663
親投資信託受益証券	4,620,887	2,932,801,132
未収入金	19,550	11,662,173
流動資産合計	4,640,437	2,946,221,968
資産合計	4,640,437	2,946,221,968
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,550	11,403,067
未払受託者報酬	214	112,173
未払委託者報酬	4,254	2,131,443
その他未払費用	122	34,215
流動負債合計	24,140	13,680,898
負債合計	24,140	13,680,898
純資産の部		
元本等		
元本	4,887,550	2,850,766,766
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	271,253	81,774,304
純資産合計	4,616,297	2,932,541,070
負債純資産合計	4,640,437	2,946,221,968

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間 （自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	第5特定期間 （自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
営業収益		
受取利息	-	21
有価証券売買等損益	845,470	104,203,276
営業収益合計	845,470	104,203,255
営業費用		
受託者報酬	1,253	155,113
委託者報酬	24,895	2,948,134
その他費用	717	53,997
営業費用合計	26,865	3,157,244
営業利益又は営業損失（　）	872,335	107,360,499
経常利益又は経常損失（　）	872,335	107,360,499
当期純利益又は当期純損失（　）	872,335	107,360,499
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	-	94,529
期首剰余金又は期首欠損金（　）	519,501	271,253
剰余金増加額又は欠損金減少額	197,862	207,654,717
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	32,013
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	197,862	207,622,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,981	357,011
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,981	357,011
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	111,300	17,986,179
期末剰余金又は期末欠損金（　）	271,253	81,774,304

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月13日から翌月12日まで、又特定期間は原則として、毎年5月13日から11月12日まで及び11月13日から翌年5月12日までとしておりますが、前特定期間末日及び当特定期間末日が休業日のため、平成23年11月15日から平成24年5月14日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第4特定期間 （平成23年11月14日現在）	第5特定期間 （平成24年5月14日現在）
１．当該特定期間の末日における受益権総数	4,887,550口	2,850,766,766口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	271,253円	- 円
３．1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9445円 （9,445円）	1.0287円 （10,287円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4特定期間 （自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	第5特定期間 （自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
分配金の計算過程 第16期（自平成23年5月13日 至平成23年6月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,778円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額15,528円を含みます。）、費用控除後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（937,169円）、及び分配準備積立金（219,748円）より、分配対象収益は1,167,695円（1口当たり0.254537円）であり、うち18,350円（1口当たり0.0040円）を分配金額としております。	分配金の計算過程 第22期（自平成23年11月15日 至平成23年12月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（14,883円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額18,585円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,012,657円）、及び分配準備積立金（205,181円）より、分配対象収益は1,232,721円（1口当たり0.252217円）であり、うち19,550円（1口当たり0.0040円）を分配金額としております。

第17期（自平成23年6月14日 至平成23年7月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （25,846円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 30,232円を含みます。）、費用控除後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金（937,169円）、及び 分配準備積立金（212,176円）より、分配対象収益 は1,175,191円（1口当たり0.256171円）であり、う ち18,350円（1口当たり0.0040円）を分配金額とし ております。	第23期（自平成23年12月13日 至平成24年1月12 日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （29,471円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 33,572円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 （1,012,657円）、及び分配準備積立金（200,514 円）より、分配対象収益は1,242,642円（1口当たり 0.254246円）であり、うち19,550円（1口当たり 0.0040円）を分配金額としております。
第18期（自平成23年7月13日 至平成23年8月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （11,905円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 16,479円を含みます。）、費用控除後の有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金（937,169円）、及び 分配準備積立金（219,672円）より、分配対象収益 は1,168,746円（1口当たり0.254766円）であり、う ち18,350円（1口当たり0.0040円）を分配金額とし ております。	第24期（自平成24年1月13日 至平成24年2月13日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （19,590円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 20,441円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 （928,194円）、及び分配準備積立金（192,884円） より、分配対象収益は1,140,668円（1口当たり 0.254618円）であり、うち17,919円（1口当たり 0.0040円）を分配金額としております。

第4特定期間 （自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	第5特定期間 （自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
第19期（自平成23年8月13日 至平成23年9月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （20,286円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 21,271円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 （937,169円）、及び分配準備積立金（213,227円） より、分配対象収益は1,170,682円（1口当たり 0.255188円）であり、うち18,350円（1口当たり 0.0040円）を分配金額としております。	第25期（自平成24年2月14日 至平成24年3月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （20,369円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 20,510円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 （1,604,563円）、及び分配準備積立金（194,555 円）より、分配対象収益は1,819,487円（1口当たり 0.253466円）であり、うち28,713円（1口当たり 0.0040円）を分配金額としております。
第20期（自平成23年9月13日 至平成23年10月12 日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （19,964円）（親投資信託の信託財産に属する配 当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 24,037円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金 （937,169円）、及び分配準備積立金（215,163円） より、分配対象収益は1,172,296円（1口当たり 0.255540円）であり、うち18,350円（1口当たり 0.0040円）を分配金額としております。	第26期（自平成24年3月13日 至平成24年4月12日） 計算期間末における費用控除後の配当等収益 （5,302,006円）（親投資信託の信託財産に属する 配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額 6,165,497円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損 金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整 金（408,711,281円）、及び分配準備積立金 （184,481円）より、分配対象収益は414,197,768円 （1口当たり0.254994円）であり、うち6,497,380円 （1口当たり0.0040円）を分配金額としておりま す。

第21期（自平成23年10月13日 至平成23年11月14日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（7,954円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額12,544円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,012,657円）、及び分配準備積立金（216,777円）より、分配対象収益は1,237,388円（1口当たり0.253171円）であり、うち19,550円（1口当たり0.0040円）を分配金額としております。

第27期（自平成24年4月13日 至平成24年5月14日）

計算期間末における費用控除後の配当等収益（6,220,404円）（親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額8,498,214円を含みます。）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（717,909,444円）、及び分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は724,129,848円（1口当たり0.254012円）であり、うち11,403,067円（1口当たり0.0040円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第4特定期間 （自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	第5特定期間 （自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。 3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4特定期間 （平成23年11月14日現在）	第5特定期間 （平成24年5月14日現在）
----	---------------------------	--------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	1. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	1. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 （自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	第5特定期間 （自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第4特定期間 （平成23年11月14日現在）	第5特定期間 （平成24年5月14日現在）
期首元本額	3,310,171円	4,887,550円
期中追加設定元本額	1,577,379円	2,850,804,828円
期中一部解約元本額	- 円	4,925,612円

2 有価証券関係

第4特定期間（平成23年11月14日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間（自平成23年10月13日 至平成23年11月14日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	125,050
合計	125,050

第5特定期間（平成24年5月14日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間（自平成24年4月13日 至平成24年5月14日）の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	75,309,405
合計	75,309,405

3 デリバティブ取引関係

第4特定期間（平成23年11月14日現在）

該当事項はありません。

第5特定期間（平成24年5月14日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイＪ－ＲＥＩＴマ ザーファンド	3,411,027,137	2,932,801,132	
合計		3,411,027,137	2,932,801,132	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

< 参考 >

開示対象ファンド（ニッセイＪリートオープン（毎月分配型））は、「ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイＪ－ＲＥＩＴマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成23年11月14日現在）	（平成24年5月14日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	505,740,589	763,685,519
投資証券	30,574,259,400	39,294,664,540
未収入金	298,740,493	824,100,653
未収配当金	384,278,846	461,450,869
流動資産合計	31,763,019,328	41,343,901,581
資産合計	31,763,019,328	41,343,901,581
負債の部		
流動負債		
未払解約金	532,791,483	1,400,976,447
流動負債合計	532,791,483	1,400,976,447
負債合計	532,791,483	1,400,976,447
純資産の部		
元本等		
元本	40,730,964,686	46,455,517,089
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	9,500,736,841	6,512,591,955
純資産合計	31,230,227,845	39,942,925,134
負債純資産合計	31,763,019,328	41,343,901,581

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日の最終相場によっております。
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金 投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成23年11月14日現在）	（平成24年5月14日現在）
１．計算日における受益権総数	40,730,964,686口	46,455,517,089口
２．投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	9,500,736,841円	6,512,591,955円
３．１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.7667円 （ 7,667円 ）	0.8598円 （ 8,598円 ）

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

(自平成23年5月13日 至平成23年11月14日)	(自平成23年11月15日 至平成24年5月14日)
1．金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2．金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは投資証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	1．金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2．金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは投資証券の価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。 3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。 4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年11月14日現在)	(平成24年5月14日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額 2．時価の算定方法	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 1．投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 2．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 1．投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 2．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年5月13日 至平成23年11月14日）	（自平成23年11月15日 至平成24年5月14日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成23年11月14日現在）	（平成24年5月14日現在）
同特定期間の期首元本額	41,904,492,772円	40,730,964,686円
同特定期間中の追加設定元本額	4,836,739,427円	14,851,027,016円
同特定期間中の一部解約元本額	6,010,267,513円	9,126,474,613円
同特定期間末日の元本額	40,730,964,686円	46,455,517,089円
上記元本額の内訳		
ニッセイＪ－ＲＥＩＴファンド（毎月決算型）	31,052,480,243円	34,603,627,999円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）	96,092,823円	82,434,114円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）	37,596,835円	33,126,702円
ニッセイＪ－ＲＥＩＴファンド（適格機関投資家限定）	9,538,767,802円	8,325,301,137円
ニッセイＪリートオープン（毎月分配型）	6,026,983円	3,411,027,137円
合計	40,730,964,686円	46,455,517,089円

2 有価証券関係

（平成23年11月14日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	6,211,631,733
合計	6,211,631,733

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年5月13日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成24年5月14日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	2,369,689,479
合計	2,369,689,479

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年11月15日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

（平成23年11月14日現在）

該当事項はありません。

（平成24年5月14日現在）

該当事項はありません。

（３）附属明細表（平成24年5月14日現在）

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	1,154	589,694,000	
	M I D リート投資法人	1,605	333,840,000	
	森ヒルズリート投資法人	4,912	1,539,912,000	
	野村不動産レジデンシャル投資法人	535	219,082,500	
	産業ファンド投資法人	1,370	626,775,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	17,938	2,708,638,000	
	日本ビルファンド投資法人	5,604	4,118,940,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人	4,866	3,435,396,000	
	日本リテールファンド投資法人	20,249	2,518,975,600	
	オリックス不動産投資法人	2,604	904,890,000	
	日本プライムリアルティ投資法人	11,372	2,598,502,000	
	プレミア投資法人	1,300	366,990,000	
	東急リアル・エステート投資法人	1,096	420,316,000	
	グローバル・ワン不動産投資法人	1,459	773,270,000	
	野村不動産オフィスファンド投資法人	2,800	1,232,000,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	24,247	2,233,148,700	
	森トラスト総合リート投資法人	3,572	2,400,384,000	
	フロンティア不動産投資法人	3,208	2,088,408,000	
	平和不動産リート投資法人	9,802	449,911,800	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,934	1,349,932,000	
	福岡リート投資法人	1,671	924,063,000	
	ケネディクス不動産投資法人	6,606	1,722,184,200	
	積水ハウス・S I 投資法人	1,075	335,400,000	
	いちご不動産投資法人	4,432	153,125,600	
	大和証券オフィス投資法人	3,575	721,435,000	
	阪急リート投資法人	291	110,580,000	
	トップリート投資法人	1,999	838,580,500	
	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	2,918	1,520,278,000	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	31,884	606,114,840	
	日本賃貸住宅投資法人	12,836	446,692,800	
	ジャパンエクセレント投資法人	2,490	1,007,205,000	
	合計	191,404	39,294,664,540	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年5月31日現在)

資産総額	3,658,739,318 円
負債総額	1,459,783 円
純資産総額 (-)	3,657,279,535 円
発行済数量	3,574,923,806 口
1万口当たり純資産額 (/ × 10000)	10,230 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成24年6月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

（２）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年6月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	162	17,495
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	202
単位型公社債投資信託	0	0
合計	164	17,697

- 純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)				
	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		6,270,894		1,324,746
有価証券		11,023,094		8,309,605
前払費用	1	195,613	1	200,463
未収委託者報酬		1,751,247		1,465,803
未収運用受託報酬	1	656,202	1	778,921
未収投資助言報酬	1	171,421	1	154,740
繰延税金資産		295,260		273,967
その他		64,039		44,410
流動資産合計		20,427,773		12,552,657
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	133,329	2	115,964
車両	2	5,095	2	2,970
器具備品	2	179,790	2	148,251
有形固定資産合計		318,215		267,186
無形固定資産				
ソフトウェア		1,372,451		1,228,624
ソフトウェア仮勘定		51,575		55,978
その他		8,203		8,171
無形固定資産合計		1,432,230		1,292,774
投資その他の資産				
投資有価証券		16,986,491		25,328,584
差入保証金	1	284,824	1	283,591
繰延税金資産		500,589		437,364
その他		17		38
投資その他の資産合計		17,771,923		26,049,578
固定資産合計		19,522,370		27,609,540
資産合計		39,950,144		40,162,198

負債の部

流動負債

預り金		28,412		30,600
未払収益分配金		4,324		-
未払償還金		151,440		148,104
未払手数料	1	683,709	1	560,208
未払運用委託報酬		391,985		396,073
未払投資助言報酬		106,084		126,813
その他未払金	1	187,916	1	205,721
未払費用	1	119,099	1	122,185
未払法人税等		145,709		149,239
賞与引当金		552,829		538,159
その他		42,559		22,815
流動負債合計		2,414,070		2,299,923

固定負債

退職給付引当金		644,223		767,977
役員退職慰労引当金		11,275		13,630
その他	1	66,068	1	4,973
固定負債合計		721,566		786,580

負債合計

		3,135,637		3,086,503
--	--	-----------	--	-----------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840

利益剰余金

利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		17,625,364		17,833,930

利益剰余金合計		18,305,171		18,513,737
---------	--	------------	--	------------

株主資本合計		36,587,011		36,795,577
--------	--	------------	--	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		227,494		280,116
評価・換算差額等合計		227,494		280,116

純資産合計

		36,814,506		37,075,694
--	--	------------	--	------------

負債・純資産合計

		39,950,144		40,162,198
--	--	------------	--	------------

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,004,207	9,952,331

運用受託報酬	3,873,347	3,987,169
投資助言報酬	751,384	705,920
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	15,676,039	14,692,522
営業費用		
支払手数料	4,548,772	4,131,652
広告宣伝費	110,792	27,241
公告費	466	323
調査費	2,708,450	2,700,559
支払運用委託報酬	1,442,927	1,294,778
支払投資助言報酬	448,879	479,438
委託調査費	20,521	42,633
調査費	796,121	883,708
委託計算費	104,902	101,748
営業雑経費	543,623	390,063
通信費	57,003	55,182
印刷費	175,972	133,820
協会費	17,084	17,984
その他営業雑経費	293,563	183,076
営業費用計	8,017,006	7,351,588
一般管理費		
役員報酬	1 62,167	1 59,718
給料・手当	2,985,814	3,012,857
賞与引当金繰入額	547,443	537,887
賞与	256,821	260,246
福利厚生費	550,141	566,829
退職給付費用	163,211	156,575
役員退職慰労引当金繰入額	5,550	5,455
役員退職慰労金	637	650
その他人件費	135,147	115,587
不動産賃借料	635,759	632,434
その他不動産経費	38,835	27,417
交際費	14,220	14,037
旅費交通費	87,941	90,473
固定資産減価償却費	627,055	654,122
租税公課	77,387	79,628
業務委託費	183,393	179,945
器具備品費	178,045	151,259
保守料	92,961	87,228
保険料	63,246	60,291
寄付金	820	5,000
諸経費	39,883	56,644
一般管理費計	6,746,486	6,754,291
営業利益	912,546	586,642
営業外収益		
受取利息	3,284	1,966
有価証券利息	107,994	93,236
受取配当金	102,558	45,856
その他営業外収益	22,945	17,359
営業外収益計	236,783	158,419
営業外費用		
為替差損	9,852	6,419
賃貸借契約解約損	-	4,124
その他営業外費用	15,292	1,248

営業外費用計		25,144		11,792
経常利益		1,124,185		733,269
特別利益				
投資有価証券売却益		35,991		25,290
投資有価証券償還益		351		-
事故受取保険金	3	5,462	3	14,136
清算配当金		-	5	59,327
特別利益計		41,804		98,754
特別損失				
投資有価証券売却損		17,676		1,778
投資有価証券償還損		355,993		87,378
投資有価証券評価損		5,706		-
固定資産除却損	4	16,762	4	19,104
事故損失賠償金	2	22,343	2	39,244
特別損失計		418,482		147,506
税引前当期純利益		747,507		684,516
法人税、住民税及び事業税		272,647		263,157
法人税等調整額		37,686		77,232
法人税等合計		310,333		340,390
当期純利益		437,174		344,126

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,323,750	17,625,364
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	17,625,364	17,833,930
利益剰余金合計		
当期首残高	18,003,557	18,305,171
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	18,305,171	18,513,737
株主資本合計		
当期首残高	36,285,397	36,587,011
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	36,587,011	36,795,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
評価・換算差額等合計		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
純資産合計		
当期首残高	36,378,935	36,814,506
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	435,570	261,188
当期末残高	36,814,506	37,075,694

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

当会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（注記事項）

（貸借対照表関係）

１．関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
前払費用	60,402千円	52,725千円
未収運用受託報酬	296,706	383,091
未収投資助言報酬	152,956	135,967
差入保証金	280,262	280,262
未払手数料	88,132	90,057
その他未払金	14,956	19,525
未払費用	60,986	59,677
その他固定負債	66,068	4,973
２．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	187,418千円	206,955千円
車両	1,919	4,043
器具備品	592,884	573,767
計	782,221	784,767

（損益計算書関係）

1 . 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。		
取締役	180,000千円	
監査役	30,000千円	
2 . 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。		
3 . 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。		
4 . 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。		
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年 4 月 1 日	(自 平成23年 4 月 1 日)
	至 平成23年 3 月31日)	至 平成24年 3 月31日)
建物	8,300千円	- 千円
器具備品	8,461	11,393
その他	-	7,711
計	16,762	19,104
5 . 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。		

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

２．配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類

普通株式

配当金の総額

135,560千円

1株当たり配当額

1,250円

基準日 平成22年 3月31日
効力発生日 平成22年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年 6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年 3月31日
効力発生日 平成23年 6月27日

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年 6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
1株当たり配当額 1,250円
基準日 平成23年 3月31日
効力発生日 平成23年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 1,250円
基準日 平成24年 3月31日
効力発生日 平成24年 6月25日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」

適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 （単位：千円）

	前事業年度（平成23年 3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	3,237	2,461	776

（単位：千円）

	当事業年度（平成24年 3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
1年内	342	174
1年超	462	287
合計	804	462

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
支払リース料	1,383	361
減価償却費相当額	1,258	330
支払利息相当額	53	19

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2参照）

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	6,270,894	6,270,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
其他有価証券	6,994,842	6,994,842	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
其他有価証券	6,341,364	6,341,364	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174

其他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
其他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	132,500	67,500

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	-

（注）譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				

その他（注）	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

（注）投資信託受益証券、国庫短期証券等であります

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	3,839
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,033,039	2,029,200	3,839
合計		14,540,878	14,612,640	71,761

当事業年度（平成24年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

２．その他有価証券

前事業年度（平成23年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,495,142	5,493,181	1,961
	国債・地方債等	5,495,142	5,493,181	1,961
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	3,659,502	2,608,636	1,050,865
小計		9,154,645	8,101,818	1,052,826
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,700	999,761	61
	国債・地方債等	999,700	999,761	61
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注１）	3,181,862	3,835,995	654,133
小計		4,181,562	4,835,756	654,194

合計	13,336,207	12,937,574	398,632
----	------------	------------	---------

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
非上場株式	132,500千円	67,500千円

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	561,210	35,991	17,676
合計	561,210	35,991	17,676

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について5,706千円（その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務	644,223千円	767,977千円
(2)退職給付引当金	644,223千円	767,977千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1)勤務費用	130,059千円	132,222千円
(2)退職給付負担金	33,151千円	24,353千円

（注）福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金	43,211千円	45,640千円

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	221,131千円	204,554千円
未払事業税	18,935	19,923
その他	<u>55,977</u>	<u>49,981</u>
繰延税金資産合計	296,044	274,458
繰延税金負債		
有価証券評価差額	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金負債合計	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金資産の純額	<u>295,260</u>	<u>273,967</u>
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	257,689	276,081
役員退職慰労引当金	4,510	4,857
税務上の繰延資産償却超過額	5,310	2,519
投資有価証券評価損	539,831	472,994
投資有価証券評価差額	261,653	212,965
その他	<u>30,323</u>	<u>6,911</u>
小計	<u>1,099,317</u>	<u>976,328</u>
評価性引当額	<u>120,282</u>	<u>106,755</u>
繰延税金資産合計	<u>979,034</u>	<u>869,573</u>
繰延税金負債		
特別分配金否認	58,098	50,467
投資有価証券評価差額	<u>420,346</u>	<u>381,742</u>
繰延税金負債合計	<u>478,445</u>	<u>432,209</u>
繰延税金資産の純額	<u>500,589</u>	<u>437,364</u>
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率 40.00% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.93
住民税均等割		0.85
税率変更に伴う影響		9.27
その他		<u>1.32</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率		49.73
3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。		
平成24年3月31日まで 40.00%		
平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%		
平成27年4月1日以降 35.64%		
この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は48,216千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が63,484千円、その他有価証券評価差額金が15,268千円、それぞれ増加しています。		

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,352,450	未収運用受託報酬	296,706
								投資助言報酬の受取	697,329	未収投資助言報酬	152,956
								業務受託料の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,525,483	未収運用受託報酬	383,091
								投資助言報酬の受取	632,674	未収投資助言報酬	135,967
								業務受託料の受取	47,100	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	339,466円90銭	341,875円31銭
1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭	3,173円18銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益	437,174千円	344,126千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	437,174千円	344,126千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第 2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

（ 1 ）受託会社

a . 名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

b . 資本金の額

平成24年3月末現在、324,279百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概況

a . 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b . 資本金の額

平成24年3月末現在、10,000百万円

c . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（ 2 ）販売会社

（平成24年3月末現在）

a . 名称	b . 資本金の額	c . 事業の内容
丸三証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社百十四銀行	37,322百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

（ 3 ）投資助言会社（参考情報）

a . 名称

株式会社ニッセイ基礎研究所

b . 資本金の額

平成24年3月末現在、450百万円

c . 事業の内容

「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」に基づき監督官庁の登録を受け、投資顧問業を営むとともに、内外の経済、産業動向や金融・投資手法等に関する調査研究の受託、コンサルティング業等を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

（ 1 ）受託会社

投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（ 2 ）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

（３）投資助言会社（参考情報）

委託会社に対し、「ニッセイ」- R E I Tマザーファンド」の運用に関する投資助言を行います。

３【資本関係】

委託会社は、株式会社ニッセイ基礎研究所（投資助言会社）の株式を1,350株（持株比率15.0％）保有しています（参考情報）。

- 委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5％以上のものを記しています。

第３【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成23年11月25日	臨時報告書
平成24年2月10日	有価証券報告書
	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年2月24日	臨時報告書
平成24年3月7日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイJリートオープン（毎月分配型）の平成23年11月15日から平成24年5月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイJリートオープン（毎月分配型）の平成24年5月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)